

保険料の軽減について

所得の低い方や会社の健康保険の被扶養者であった方は、均等割額と所得割額が軽減されます。

※均等割額の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※1月1日時点で65歳以上の方の公的年金所得は、その所

得から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

※後期高齢者医療加入の前日に、会社の健康保険や共済組合等の被用者保険の被扶養者であった方の均等割額は、加入した月から2年間のみ5割軽減され、所得割額はかかりません。

軽減判定基準(下線部分は年金・給与所得者の数が2人以上の場合に計算します)	軽減割合
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	7割
43万円+29万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	5割
43万円+54万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	2割

ジェネリック医薬品を活用しましょう

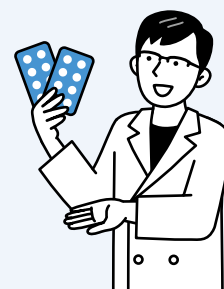
問住民課国保年金班 ☎84-1214

新薬と同じ主成分で製造され、開発にかかる費用も少ないため安価なジェネリック医薬品を活用しましょう。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師、歯科医師、薬剤師に相談してください。

言い出しにくい場合は「ジェネリック医薬品希望シールを貼った被保険者証、おくすり手帳」を提示しましょう。

(すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、治療方針や薬の在庫などによりジェネリック医薬品に変更できない場合があります。)



国民年金保険料 免除・猶予制度

申問千葉年金事務所 ☎043-242-6320

住民課国保年金班 ☎84-1214

収入の減少や失業等の経済的理由により、国民年金保険料の納付が困難な場合は、手続きにより保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

免除・猶予の種類

①免除制度

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業した場合に、保険料が全額または一部免除されます。

②納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

対象期間

令和6年7月～令和7年6月分の免除・猶予申請を7月から受付しています。

※申請日から、過去2年1カ月前まで遡って申請できます。

申請に必要なもの

- ・マイナンバーカード等の個人番号がわかるもの、または基礎年金番号通知書もしくは年金手帳等の基礎年金番号がわかるもの
- ・雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票等の写し(失業による申請の方)

学生納付特例制度

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。

対象期間

令和6年4月～令和7年3月分の学生納付特例申請を4月から受付しています。

※申請日から、過去2年1カ月前まで遡って申請できます。

申請に必要なもの

- ・マイナンバーカード等の個人番号がわかるもの、または基礎年金番号通知書もしくは年金手帳等の基礎年金番号がわかるもの
- ・学生証(コピー可)または在学証明書(原本)

詳しくは
こちら→



※納付猶予・学生納付特例が承認された期間は、年金を受給するために必要な期間(受給資格期間)に算入されますが、**年金額には反映されません**のでご注意ください。また、承認を受けた期間の保険料は10年以内に納付(追納)すると、年金額に反映されます。

※審査は日本年金機構で行われ、後日、承認または却下通知が郵送されます。

承認通知が届くまでの間は、文書や電話により保険料の納付をご案内することがあります。

◎新型コロナウイルス感染症の影響で、国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより臨時特例免除を受けられることがあります。

詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。